



## マイナンバーカードのお受取り 夜間開庁 2月8日(火) 19時30分まで

問 市民課 Tel 22-3561

# Arida Information

～有田市からのおしらせ～



人口・世帯数  
【令和4年1月1日現在】  
人口 26,713人(前月比-42人)  
男 12,715人 女 13,998人  
世帯数 11,734戸

### おしらせ

マイナンバーカード受け取り・更新のための休日開庁

「個人番号カードの受取をされる方(交付通知書(はがき)が届いている方)及び、「電子証明書の更新のお知らせが届いている方」で、平日に受け取れない方を対象に市役所を開庁しますので、ぜひご利用ください。

日時 2月27日(日) 8時30分～正午

持ち物

### マイナンバーカードの受け取り

- ① 交付通知書(はがき)
  - ② マイナンバーの通知カード(お持ちの方)
  - ③ 住民基本台帳カード(お持ちの方)
  - ④ 本人確認書類
- ※15歳未満の方の受け取り時は、本人と法定代理人の来庁及び本人確認書類の持参が必要です。

会場	①税理士による無料地区相談会場	②確定申告会場	③所得税・市民税相談会場
日時	2月7日(月) 2月8日(火) 9時30分～12時 13時～16時 ※15時30分受付締切	2月16日(水)～ 3月15日(火) 9時～17時 ※16時受付締切	2月16日(水)～ 3月14日(月) ※事前予約制 予約受付2月1日(火)～ 2月14日(月) 予約用電話 Tel 22-3574
※土日祝を除く			
場所	市役所3階会議室	湯浅税務署内	市役所3階会議室
対象	所得税・消費税の申告をされる方	所得税・消費税・贈与税の申告をされる方	所得税・市民税の申告をされる方
問い合わせ	湯浅税務署 Tel 63-5351		税務課 Tel 22-3574・22-3576

### 確定申告会場を開設します

- 【電子証明書の更新】
- ① 電子証明書の有効期限通知書
  - ② マイナンバーカード
  - ③ 本人確認書類(マイナンバーカードの暗証番号を忘れた場合)
- ※住所の変更手続き等はできません。
- 問 市民課 Tel 22-3561

- ②の混雑状況によっては早めに受付を終了する場合があります。入場整理券が必要です。
- ③は電話での事前予約が必要。市民税の申告は郵送申告にご協力ください。
- ※「土地建物株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する内容(必要書類等は事前に湯浅税務署にお問い合わせください。)については、②の会場でご相談ください。
- ①・③の会場では対応できません。
- ※収支内訳書の作成、青色申告、分離所得の申告、住宅関連の控除申告等については③の会場では対応できません。
- 確定申告に必要な書類等
- ◎ 筆用具等 (①②の会場では用意していません。)
  - ◎ 所得に関する書類(源泉徴収票「給与・年金」、事業に関する収支明細書、支払調書など)
  - ◎ 所得控除に関する書類(医療費控除の明細書、社会保険料等控除証明書、生命保険料、地震保険料等の控除証明書、寄付金の受領書などの各種証明書)
  - ◎ 前年分の申告書の控え
  - ◎ 還付申告の場合、本人の口座番号のわかるもの(通帳等)
  - ◎ 税務署から「確定申告のお知らせ」通知などが届いている方はその通知
- 個人番号(マイナンバー)について
- 申告書には本人の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。配偶者控除・扶養控除を受ける場合には控除対象者の個人番号の記載も必要です。
- ※申請書類を提出する際には次の①～⑤

- たは②による本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- ①個人番号カード(マイナンバーカード)
- ②個人番号通知カード及び身元確認書類(運転免許証・パスポートなど)
- 問 湯浅税務署 Tel 63-5351
- 確定申告期限と振替納税
- 申告所得税及び復興特別所得税  
申告・納期限 3月15日(火)  
振替日 4月21日(木)
- 消費税及び地方消費税(個人事業者)  
申告・納期限 3月31日(木)  
振替日 4月26日(火)
- 贈与税  
申告・納期限 3月15日(火)
- ※確定申告はスマホが便利です！  
※納税には、「振替納税」が便利で確実ですので、ぜひご利用ください。
- 便利な納付方法をご利用ください
- 国税の納付は、口座振替による納付、ダイレクト納付など、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用をお願します。
- 問 湯浅税務署 Tel 63-5351
- 令和3年度
- 固定資産税(第4期)
  - 国民健康保険税(第8期)
  - 後期高齢者医療保険料(第8期)
  - 介護保険料(第8期)
- 納期限は2月28日(月)です。



## 献血へ行こう! 2月9日(水)オーク7箕島店 10時～12時・13時～16時30分

問 保健センター  
Tel 82-3223

### 新型コロナワクチンの追加接種(3回目)を開始します

問 新型コロナワクチン接種推進室 Tel 82-5360

有田市では国の方針に基づき、新型コロナワクチン追加接種を実施します。接種をご希望の方は、**接種券がお手元に届いてから**ご予約をお願いします。

対象者	2回目の接種を終了した日から原則8ヵ月以上経過した18歳以上の方
接種回数	1回
接種券発送時期	追加接種可能となる月の前月末に郵送します。



接種医療機関や予約方法等の詳細は接種券に同封の「案内チラシ」をご確認ください



### <追加接種に使用するワクチンについて>

#### 武田/モデルナ社のワクチンも使用できるようになりました

有田市が実施する新型コロナワクチン接種で、武田/モデルナ社のワクチンも使用できるようになりました。追加接種では、1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。

※ワクチン供給状況により、希望するワクチンを選んでもいただけない場合があります。

### 接種間隔の前倒し接種について

和歌山県からの通知に基づき、以下に該当する方は、8ヵ月経過を待たずに2月1日より追加接種を可能とします。詳しくは、広報2月号と同時にお届けするチラシをご覧ください。

前倒し対象者 令和3年7月末まで2回目接種を終了した18歳以上の方

※医療従事者や高齢者施設従事者及び入所者、通所サービス事業所の従事者及び利用者等は**接種間隔6ヵ月経過後**の前倒し接種が可能です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

有田市 コロナワクチン 検索 または右のQRコードから



※有田市公式LINEやメールマガジンでも随時配信していますので、ご確認ください。

### 令和4年度以降の成人式はどうなるの?

問 生涯学習課 Tel 22-3761

4月1日より、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。本市では、

- ・対象を18歳とした場合、大学受験や就職準備などにより本人や保護者の負担になることが懸念されるため。
- ・20歳という年齢は、飲酒や喫煙等の法律上の制限がなくなり、責任ある大人としての自覚を促す節目の年齢であるといえるため。

等の理由から、来年度以降も従来どおり20歳になる方を対象として「はたちのつどい」を開催します。

※令和4年度の式典は「平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方」が対象です。

